

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（抜粋）

平成 27 年 6 月 22 日

男女共同参画会議

第 2 次安倍内閣以降、女性の活躍推進が政府の最重要課題の一つとして位置付けられ、成長戦略の一環として経済界を始め各界各層を広く巻き込んだ取組がこの 2 年で急速に進展した。国民の間での機運がこれまでになく高まっており、日本社会は明らかに変わり始めている。

この機を逃さず、取組を加速させることが重要であることから、これまでの成長戦略に基づく取組を着実に進めることに加えて、自らの意思によって活躍しようとする女性の更なる活躍に向けて、女性活躍推進の更なる取組やその基盤となる人権や意識の問題への対応に関し、来年度予算等に反映することなどにより重点的に取り組むべき事項について、男女共同参画社会基本法第 22 条第 3 号に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の取組を求める。

（８）困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備

【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画、子どもの貧困対策、
犯罪被害者等施策）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣】

.....（略）.....

また、配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策の強力な推進を図るべく、性犯罪の罰則に関し法制度改正の要否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」の検討結果を踏まえた必要な措置の実施、性犯罪に対する厳正な対処等の推進、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進など性犯罪被害者支援のための各種取組の推進や、「ストーカー総合対策」（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議）に基づく施策の確実な実施、さらに、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るべきである。